

公示番号：170736

国名：セネガル

担当部署：アフリカ部アフリカ第四課

案件名：円借款事業実施監理促進業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：円借款事業実施監理促進業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年11月中旬から2018年11月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 9.00M/M、合計 9.70M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 90日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 90日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月20日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 12点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 8点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
- ③語学力 15点
- ④その他学位、資格等 10点

(計 100点)

| | |
|----------|--------------------------------|
| 類似業務 | 円借款事業の実施監理に関する業務全般 |
| 対象国／類似地域 | セネガル、及び他の仏語圏アフリカ・マダガスカル諸国／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：支援対象とする実施中案件の受注コンサルタントは、本件に応募することができない。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

我が国は、2016年に開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）を通じて、アフリカ地域において約100億ドル（約1兆円）の質の高いインフラ投資を行うと公約を表明した。アフリカ諸国との有償資金協力を促進するために、各国の円借款事業の実施体制の強化や、相手国政府機関等の円借款事業に対する理解の深化が重要となっている。

セネガルでは、2016年11月に、約10年ぶりとなる円借款事業「マメル海水淡水化事業」および「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）支援事業」の借款契約（L/A）が締結された。このうち「マメル海水淡水化事業」は、コンサルティングサービスの調達手続き中であり、コンサルティングサービス開始後半年後、本体事業入札にかかる事前資格審査（PQ）が開始される見込みである。また、セクターローン等も含めた新たな有償資金協力の案件形成も検討している。カーボヴェルデにおいては「送配電システム整備事業（2012年3月L/A調印）」および「サンティアゴ島上水道システム整備事業（2013年12月L/A調印）」を実施中である。このうち、「サンティアゴ島上水道システム整備事業」は、2016年に事前資格審査を実施、今後本体入札予定である。加えて、コートジボワールでは2017年3月に、約27年ぶりとなる「アビジャン港穀物バース建設事業」のL/Aが締結された。今後コンサルティングサービスの調達手続きが開始予定である。

上記の円借款事業については、先方政府の開発ニーズ、および日本政府が推進する質の高いインフラ投資の観点からも、円滑な実施が求められている。しかし、円借款供与実績が少なく、先方政府のカウンターパート（C/P）機関（借入人、実施機関等）は円借款事業の経験が限られていることから、案件形成及び実施監理について習熟しておらず、また、円借款業務関連の各種ガイドライン、マニュアル等の仏文は限定的である等、業務遂行上で多くの制約がある。このことから、円借款の調達手続きや資金ディスバース、返済管理等の実施監理を円滑に行うために、C/P機関に対し、きめ細やかな指導や助言を行うことが不可欠となっている。

7. 業務の内容

セネガル国およびカーボヴェルデ国ならびにコートジボワール国において、C/P 機関に対し、円借款事業に関する制度・手続きに対する理解を深めることで実施監理能力向上を図り、円借款事業の円滑かつ迅速な実施促進（調達、案件監理、資金デイスバース、返済管理等）及び、新規候補案件の形成促進支援を行うことを目的とする。

本業務従事者は、円借款事業の制度及び手続き、各種のガイドライン、マニュアル等（調達ガイドライン、アフリカ開発銀行との協調融資案件に関してはアフリカ向け協調融資促進ファシリティ（ACFA）ガイドラインを含む）を十分把握の上、円借款事業の実施監理・実施促進を行う。

また、必要に応じ、C/P 機関に対し、先方政府内での円借款実施体制・制度の改善に繋がる提案も併せて実施する。

対象国における実施監理支援対象となる円借款事業は以下のとおり。なお、セネガルおよびカーボヴェルデは JICA セネガル事務所が、コートジボワールは JICA コートジボワール事務所が所掌している。

【主な実施監理対象案件】

- セネガル共和国「マメル海水淡水化事業」（借款金額 274.63 億円、2016 年 11 月 L/A 調印）
借入人：セネガル経済財務計画省（MEFP）
事業実施機関：セネガル水道公社（SONES）
 - ・現状：コンサルティングサービス契約締結予定
 - ・業務期間中に想定される主な進捗：コンサルティングサービス契約開始、PQ 図書作成、入札図書作成、入札実施、開札、入札評価、契約
- セネガル共和国「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラム」（借款金額 84.40 億円、2016 年 11 月 L/A 調印）
借入人：セネガル経済財務計画省（MEFP）
※開発政策借款（DPL）事業
 - ・現状：全デイスバース完了
 - ・業務期間中、返済監理支援が必要となる可能性あり。
- カーボヴェルデ共和国「送配電システム整備事業」（借款金額 61.86 億円、2012 年 3 月 L/A 調印）
借入人：財務省（Ministry of Finance）
事業実施機関：経済・雇用省（Ministry of Economy and Employment）
※アフリカ開発銀行との協調融資案件
 - ・現状：全コンポーネント調達済。2018 年末までに完了予定。
 - ・業務期間中に想定される主な進捗：（必要に応じて）調達契約変更、L/A のカテゴリーにかかるリアロケーション、アフリカ開発銀行との合同モニタリング。
- カーボヴェルデ共和国「サンティアゴ島上水道システム整備事業」（借款金額 152.92 億円、2013 年 12 月 L/A 調印）
借入人：財務省（Ministry of Finance）
事業実施機関：農業・環境省（Ministry of Agriculture and Environment）
※本邦技術活用条件（STEP）適用事業
 - ・現状：2016 年事前資格審査実施済
 - ・業務期間中に想定される主な進捗：本体入札実施、開札、入札評価、契約

- コートジボワール共和国「アビジャン港穀物バース建設事業」（借款金額 108.69 億円、2017 年 3 月 L/A 調印）
 - 借入人：経済財務省（Ministry of Economy and Finance）
 - 事業実施機関：アビジャン自治港（PAA）
 - ※STEP 適用事業
 - ・現状：2017 年 12 月までの予定で詳細設計調査（D/D）実施中
 - ・業務期間中に想定される主な進捗：コンサルティングサービス入札評価、契約開始

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2017 年 11 月中旬）

- ① JICA アフリカ部と協議を行い、本業務の目的、趣旨、業務内容等を確認する。
- ② 対象となる事業の事業概要（事業の目的、全体の事業計画、事業費・資金計画、事業実施スケジュール、調達・施工方法、事業実施体制、運営維持管理体制、環境社会配慮事項、他ドナーとの連携等）、貸付実行方式、進捗状況等の確認・把握を行う（審査調書、プロGRESSレポート、貸付実行進捗表等の内容の精査等）。
- ③ JICA の「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」（2012 年 4 月版）及び標準入札書類等を通じて調達関連の制度、貸付実行手続き、ACFA ガイドライン等の各種手続きを確認し、必要に応じて JICA アフリカ部アフリカ第四課及び JICA インフラ技術業務部調達監理課、JICA 管理部債権管理第一課等と協議を行う。
- ④ JICA セネガル事務所、及び必要に応じてコートジボワール事務所と連絡を取り、現地での業務工程の調整を行う。
- ⑤ 上記①～④の業務に基づき、ワークプラン（全体：和文）を作成し、JICA アフリカ部、JICA セネガル事務所及びコートジボワール事務所に提出し、業務の進め方を協議する。

（2）現地業務期間（第 1 次は 2017 年 11 月中旬～2 月中旬、第 2 次及び第 3 次は業務に応じて調整し 2018 年 11 月までに行う）

- ① 上記に記載の主な対象案件の進捗状況およびスケジュールに沿って、JICA セネガル事務所を拠点とし、セネガル事務所、及び必要に応じてコートジボワール事務所と連携しつつ、以下の業務を実施する。カーボヴェルデに定期的に（各派遣ごとに最低 1 回を想定）、また必要に応じてコートジボワールにも出張し、実施機関等への支援・助言を行う。
 - ア) 実施機関による円借款事業における調達及び案件監理への支援

対象国の円借款事業における調達及び案件監理が円滑かつ迅速に行われるよう、必要な支援を行う。実施機関における調達及び案件監理の現状及び課題を把握し、必要な指導・助言を実施する。
 - イ) 実施機関によるディスバース申請及びサプライヤーへの支払いにかかる支援

対象国の円借款事業における、ディスバース見込みの作成、ディスバース申請及びサプライヤーへの支払いが、実施機関により適切かつ迅速に行われるよう支援を行う。実施機関によるディスバース申請やサプライヤーへの支払

- いの現状・課題を把握し、実施機関に対して必要な指導・助言を実施する。
- ウ) 借入人による返済管理への支援
対象国の円借款事業における返済管理が、借入人により適切・適時に行われるよう支援する。借入人による返済管理の現状・課題を把握し、必要な指導・助言を行う。
- エ) C/P 機関との間の調全体制構築支援
上記ア～ウの業務を通じ、C/P 機関の円借款プロジェクトの進捗管理、資金管理、契約管理等にかかるプロジェクトマネジメント手法全般に対する助言指導を行う。改善すべき課題がある場合には、必要に応じ、実施機関及び関係機関の円借款事業の関係者（10 名程度）を対象とし、円借款制度の理解向上のためのワークショップを開催する（セネガルおよびカーボヴェルデにおいて各 1 回程度を想定）。
- オ) JICA セネガル事務所における円借款事業の実施監理及び返済監理にかかる業務支援
上記ア～エの業務から把握された案件監理上の現状・課題を、JICA セネガル事務所に共有し、JICA 事務所における円借款事業の監理体制の改善のため、提言・助言を行い、案件監理の今後の継続的な向上に貢献する。加えて、必要に応じ、新規円借款事業形成に関する支援（情報収集、助言等）を行う。
- ② 第 1 次および第 2 次現地派遣完了に際し、現地業務成果を取りまとめた現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICA アフリカ部およびセネガル事務所に提出する。

(3) 国内準備期間（第 2 次、第 3 現地業務開始前）

直前の現地派遣期間の結果を整理し、ワークプラン（和文）を改訂し、JICA アフリカ部、セネガル事務所及び JICA コートジボワール事務所に提出し、業務の進め方を協議する。

(4) 国内整理期間（2018 年 11 月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA アフリカ部に提出し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（和文）（初回派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 3 部（JICA アフリカ部、JICA セネガル事務所、JICA コートジボワール事務所へ各 1 部）

(2) ワークプラン（更新版）（和文）（第 2 次及び第 3 次現地業務開始前）

前回派遣時の現地業務結果報告書を踏まえて、次期派遣時の業務計画を記載。

和文 3 部（JICA アフリカ部、JICA セネガル事務所、JICA コートジボワール事務所へ各 1 部）

(3) 現地業務結果報告書

第1次および第2次現地派遣終了時。業務の結果・成果および次期派遣時の業務計画を記載。

和文3部、英文3部（JICA アフリカ部、JICA セネガル事務所、JICA コートジボワール事務所へ各1部）

(4) 専門家業務完了報告書（業務完了時）

第3次現地派遣終了時。業務全体の成果および今後の課題・提言等を、事業別に記載する。

和文3部、英文3部（JICA アフリカ部、JICA セネガル事務所、JICA コートジボワール事務所へ各1部）

(5) 業務従事月報

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA アフリカ部に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、東京⇒ドバイ（またはパリ）⇒ダカール⇒ドバイ（またはパリ）⇒東京を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、90 日間×3 回を基本とし、第1次派遣については2017年11月中旬からを想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ

ウ) 現地日程のアレンジ、車両手配

各実施機関等との初回の協議についてのみ、スケジュール調整及び車両手配、必要に応じ同行を行う。

エ) 執務スペースの提供 あり（JICA セネガル事務所を主な執務場所とする。）

(2) 参考資料

- ①「主な対象案件」に係る資料は JICA ホームページにて閲覧可能です。
 - ・カーボヴェルデ「送配電システム整備事業」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/CAV-P2/index.html>
 - ・カーボヴェルデ「サンティアゴ島上水道システム整備事業」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/CAV-P3/index.html>
 - ・セネガル「マメル海水淡水化事業」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/SE-P3/index.html>
 - ・セネガル「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援プログラム」
https://www.jica.go.jp/press/2016/20161116_01.html
 - ・コートジボワール「アビジャン港穀物バース建設事業」
https://www.jica.go.jp/press/2016/20160330_05.html

- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。
なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとします。)
 - ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
 - ・情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所、及び JICA コートジボワール事務所の指示に従い、十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ セネガルへの 90 日間を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上